

# 平成19年度介護保険料

平成19年度の介護保険料が決まります。徴収方法により、原則として、下記のとおりとなります。  
 なお、年の途中で、65歳になられた方などは、普通徴収です。

## ●普通徴収（納付書）

銀行などの窓口払いまたは口座振替で納付します。納付期限は次のとおりです。  
 なお、普通徴収には、仮徴収はありません。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期 7月31日		第2期 10月1日		第3期 11月30日		第4期 1月31日		第5期 3月31日



前年の所得を基準に、本年度の保険料(年額)が決まります。

## ●特別徴収（天引き）

年金から徴収します。徴収日は次のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月13日		6月15日		8月15日		10月15日		12月14日		2月15日	



※4・6・8月までの仮徴収額は、各月とも前年度の2月分の額です。

※10・12・2月の本徴収は、決まった年額を満たすように徴収します。

前年の所得を基準に、本年度の保険料(年額)が決まります。

## 保険料段階一覧表

段階	対象者	保険料(円)	
		年額	月額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税	18,600	1,550
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	18,600	1,550
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外	27,900	2,325
第4段階	住民税が世帯課税で本人非課税	37,200	3,100
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	46,500	3,875
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	55,800	4,650

※保険料段階が前年度と変わった第4・5段階のかたは、年額が調整される場合があります。

問合せ 住民福祉課介護保険係 ☎62-1230 内線104・111

問合せ 県環境部温暖化対策課  
 ☎048-830-3030

●省エネ型家電拡大  
 (6月16日～8月31日)  
 エアコン、冷蔵庫、テレビの省エネ性能を分かりやすく示した省エネラベルを表示します。

●夏のエコライフDAY  
 (6月1日～9月30日)  
 一日、環境によい生活にチャレンジ！省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握してみよう。(シートは、住民福祉課保健衛生係にあります。)

●夏のエコライフ実践  
 (6月1日～9月30日)  
 冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。  
 オフィスでは、ノーネクタイ、ノー上着で。

●夏のライフスタイル実践  
 (6月1日～9月30日)  
 冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。

●夏のライフスタイル実践  
 (6月1日～9月30日)  
 冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。

●夏のライフスタイル実践  
 (6月1日～9月30日)  
 冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。

夏のエコライフで  
 温暖化対策を

